

明治初年代における天皇と神宮

中西 正 幸

明治天皇の神宮参拝

1、初めての伊勢行幸

幕末の激動化する世相を背景として、孝明天皇には強い攘夷の気持ちをもっておられた。文久三年八月に伊勢行幸を企図し、十三日に神宮御参拝が勅旨をもって公布された。神武天皇陵・春日神社に詣でて攘夷を祈り、後に伊勢に赴いて神宮に拝謁したいとの宿願を持っておられたのである。ところが攘夷派は攘夷から討幕へと策謀し、公武合体派はこれを抑止しようと内勅を賜わり、攘夷派を宮中から排斥するため、十八日夜に宜秋門以下の九門から締め出した。これが「禁門の変」と呼ばれる政変であり、三条実美以下七卿が都落ちしてしまった。この政変に伴って伊勢行幸も沙汰止みとなったが、天皇の叡慮に神宮御参拝のことが

残り続けた。このために明治の大御代となるや、まず伊勢への思召にも拘らず、容易なことでは実現しなかったのである。

そして十月、明治天皇は江戸城西丸に御着輦、ここを皇居と定められた。十七日に百官に対して「皇国一体、東西同視、朕今幸_三東府、親聽_二内外之政_一」と詔書を賜わり、政務に精励された。既に三月の大阪御親征に際して男山八幡宮、八月に賀茂下上社・坐摩神社・住吉神社にそれぞれ参拝されている。このたびは即位後はじめての御東幸ということで、九月に天智天皇陵を拝礼されたが、伊勢行幸の宿願は果たされることなく、関宿からの神宮御遥拝に止め、熱田神宮参拝を済ませて東京へ向われている。

明治元年十月には埼玉県の氷川神社を勅祭社とさだめて、大宮に行幸された。しかし天照大御神をまつる伊勢の大御前に、文久三年（一八六三）八月の宿願を果たしつつ、親

しく東国平定の事情を奉告することが緊要事であった。加えて先帝御忌のため京都に還る必要があり、十一月二十七日に西京還幸が仰下された。この行幸には当初、軍艦にて海路をたどって伊勢湾にいたり、皇祖神の大御前に奉告なさる思召であられた。ところが御召艦がととのわず、御忌に間に合いかねる恐れがあった。容易に実現しがたい伊勢行幸であるため、神宮には内大臣・広幡忠礼を勅使として参向せしめ、来春まで延期する由を奉告せしめた。ようやく十二月八日に東京を發輦、東海道の諸駅をへて二十二日に京都御所にお着きあそばした。

二年正月、天皇には春までに東京再幸の趣を達示された。道すがら伊勢への御参拝を遂げるため、次のように布達された。

今般、御東幸御道筋陸路、東海道御治定被_レ仰出_レ候事、
但、関宿より伊勢路に御廻り、神宮御参拝被_レ為_レ
遊候事、

二月

行政官

次いで伊勢路への府藩県に対して、道筋に鎮座する式内社に奉幣するよう沙汰し、神祇官副知事・亀井茲監、同判事・福羽美静などを实地調査に向わせた。

神宮史上、まったく前例のない空前の盛儀として、御巫清直の考証もあるが、神宮御参拝の新例を開かれたものと

いえよう。⁽¹⁾ 当度に関しては「御参拝」と表現するに止まるが、『登極令』（明治四十二年制定）に天皇が即位後、初めて伊勢に御参拝されることを「神宮御親謁」と規定し、大正天皇のお参りが初例となった。

また朝廷におかせられては、中世以来廃絶している祈年祭を再興。神宮には幣使・青山少祐が差遣され、三月三日にその事由が奉告された。また神宮にあつては、「御東幸途中無_レ風雨難_レ、玉体安穩之御祈」のため、一七箇日にわたる連日祈祷が捧げられており、この日をもって終了していた。四日には度会知府事・橋本実梁が宮中を検分し、藤波祭主及び欄宜が瑞垣御門内を見し、御浜床の置き方について、祭主から色々と指図するところがあった。行在所となつた文殿、諸員詰所に充てられた欄宜齋館では、増改築の工事が進められ、調度品も次々と運びこまれた。他方、度会府が管轄する宇治・山田の地元では、町名・家名の表示や屋根瓦の処理、延いては仏画・仏具の商売、小道の堀隠し、参道や門前の常夜燈にいたるまで事細かに布令し、奉送迎をひかえて万全を期していた。

七日朝、天皇は葱花輦に召して公卿・諸侯・官員など大勢が見送るなか、建礼門よりお発ちになつた。草津・水口・関から伊勢街道にはいり、松阪にいたる。十一日に伊勢宮川に架けられた仮板橋をわたり、東河原の祓所に着御

された。仮屋にて修祓のため、大宮司・大中臣教長より禰を官人を介して、陛下にお進めした。地域住民は通路の両側に荒菰をしき、その上に端座平伏して奉迎したという。その夜は外宮文殿を行在所として御一宿、公卿方は禰斎斎館にやどり、内侍所は宮崎文庫に入御なさった。

2、次第

十二日辰刻に外宮、未刻に内宮において一禰宜以下が正殿に大御饌供進・奉幣を奉仕し、別宮では奉幣のみであった。孫福弘孚著『櫛楽記』巻六に、内宮例であるが由貴大御饌および奉幣に準じた次第について、次のように叙述されている。

それによれば禰宜以下が参進して修祓をすませ、三色物忌父が御饌を捧げて内院にすすむ。一禰宜・物忌父が正殿の御下にはいり、御饌・神酒を奉奠する。続いて階下の男柱前において一禰宜が告刀を奏上、諸員が八度拝を行なう。二献・三献があり、御饌を撤下して西御門より退下。その後、未明から正殿の御鑰を大物忌が解き、禰宜が幣物を奉納し、御扉をそのままにして陛下の御参拝をまつた。また同日中に荒祭宮・瀧祭神・風日祈宮への御代拝・玉串奉奠が行なわれた。幣物は両正宮に各黄金二枚・白絹十匹・真綿十把、諸別宮には金五両が奉納されたのである。

いよいよ外宮の御参拝が辰刻（午前八時）、畏くも陛下には立纒御冠に黄櫨染御袍を召され、葱花輦をお召しになって出御、第二鳥居において修祓をすませ、禰宜が供奉して御垣内に進まれた。玉垣御門内にて御祓をうけ、瑞垣御門内の軒下に設けた御浜床につき、御玉串を奉つて御拝礼を終わられた。正殿の御扉は子良の手附があり、禰宜によって開かれており、次第は以下の通りである。

○ 次^二到^二第四御門御下輦^一、禰宜等於^二中之重^一平伏而止、次宸儀御歩、

次^二経^二玉串御門^一、於^二蕃垣御門^一、献^二木綿鬘^一、
但御手水神祇官副知事亀井中将取之、議定中山儀同へ渡し、同人勅之、入^二

御瑞垣御門^一、

次著^二御浜床^一、

次玉串奉納宮司捧^二太玉串^一、献^二神祇官^一、神祇官献^二宸儀^一、令^二執給直賜^一祭主、祭主奉^二授^二禰宜^一、一禰宜奉^二備^一

次御拝、

次還御、到^二第四御門外一乘御^一、

○ 次^二経^二玉串御門^一献^二木綿鬘^一、供^二御手水^一、蕃垣御門^一、入^二御瑞垣御門^一、

次著^二御^一、御浜床^一、

次太玉串御奉納

宮司捧^二太玉串^一、献^二神祇官^一、神祇官献^二宸儀^一、令^二執給直賜^一、祭主、祭主奉^二授^二禰宜^一、一禰宜奉^二備^一、大床案上退、



伊勢名勝宇治橋図

次御拝、

次還御、到⁽²⁾冠木鳥居外、乘⁽²⁾御 鳳輦、禰宜先陣供奉

到⁽²⁾一鳥居止、

○ 次瑞垣御門ノ内ノ軒下ニ設アル浜床ニ着御。時ニ宮

司案上ニ設アル処ノ太玉申ヲ捧持、進出テ神祇官ニ献
ズ。神祇官取⁽²⁾之奉⁽²⁾ 主上、時ニ祭主進出ル。主上ヨ

リ太玉申ヲ祭主ニ賜フ。時ニ一禰宜代・二禰宜進出テ、

祭主ノ手ヨリ太玉申ヲ受テ、大床ノ中央ニ設アル案上

ニ備奉リテ退下。御階男柱ノ東ノ方ニテ、主上ニ向

ヒ奉リテ平伏シテ本座ニ復ス。次 主上御拝、御手ア

リ。畢テ玉申御門ヲ出御。

つまり陛下は玉申御門下にて御手水をすませ、瑞垣御門
内の軒下に設けた御浜床にお進みになる。時に官司が太玉
申を捧げて神祇官にすすめ、官人より陛下に太玉申を奉る。
再び祭主が太玉申をお受けして禰宜に渡して奉奠、陛下の
御拝・御手があった。御参拝のあと、行在所に還り昼食を
聞召され、再び御装束をつけて内宮に向わせられたのであ
る。

前陣・後陣に固められた御列が、おごそかに宇治橋を渡
りゆく壮麗なありさまが、極彩色の「明治二年伊勢行幸絵
巻」や浮世絵「伊勢名勝宇治橋図」に偲ぶことができる。
前者は西鳥居から行列がすすむが、葱花葎の屋根がわずか



神宮親謁（明治聖徳絵画館所蔵）

に垣間見されるばかりで、雲形で隠されている。ところが後者はきわめて写実的で宇治橋全体を視野におさめ、遠景の正殿がわずかに望まれる。とりわけ眼をひくのは橋上を内侍所・劍璽の御羽車二台と、それに続いて天皇のお召しになる葱華輦が、肃々と進みゆく情景である。（図版参照）

荒木田氏命の『明治天皇神宮御参拝行事略記』によれば「午下刻、内宮文殿へ着御、内侍所御羽車ハ藤波一欄宜氏朝へ入御。前駆ノ両権欄宜、猶又門前二藺田守拙・中川経界等奉「迎入」と記され、鄭重なお取扱いのほどが察せられる。陛下には第一鳥居内にて、葱花輦から御板輿に乗りかえて内宮文殿に着御。内侍所は権欄宜が護衛して、藤波氏朝の邸内に入御された。そもそも内侍所の御動座とは容

易なことではなく、このたびは遷都にともなう前代未聞の御動座であり、御東行の途次、伊勢路に赴かれた一景が描写された貴重な浮世絵ということが出来る。

内宮では未刻（午後二時）、陛下がふたたび葱花輦を召されて、第二鳥居で被いきよめ、欄宜先駆して板垣御門の石階下に進まれた。同御門より内玉御門まで道敷きの筵を踏みしめ、内玉垣御門から御沓にはき替え、所役が手水を奉仕し木綿髪をつけて、いよいよ瑞垣御門の軒下に設けられた御浜床に進御し、御参拝あらせられた。宮司の進める大玉串を神祇官員が仲介し、陛下がお執りになって祭主に賜わり、一欄宜が正殿大床の案上に奉奠して、御拝礼・拍手を遂げられた。

明治聖徳記念絵画館には、明治天皇の御治世をたどる絵画が掲げられ、その十九番に「神宮親謁」と題して、内宮御垣内を肃々と進御なさる英姿を偲ぶことができる。（図版参照）文殿に御宿泊の上、翌十三日に宇治を発輦となり津・四日市・桑名をへて、東都に向われたのである。こうして明治維新の鴻業を成就された天皇が、皇祖と仰ぎまつる天照大御神に親しく奉告された。また使用された御飯殿・御座所・御翠簾・御湯殿・御廁・御厨・調度品にいたるまで、すべて欄宜に下賜されたのである。当時の状況をみていた久保田俊詮が、次のように書きとめている。

天君様、三月七日京都御立。十日松阪、十一日九半時山田表へ御着座。十二日朝、外宮御神拝。四ツ時内宮へ御立。昼後、内宮御神拝。十三日津迄御越、先尾州徳川三位様、御供加賀中納言様、外に大名少々。公家八三条様、四条様頭分、外ニ公家衆少々。三万人、尤東京へ御幸ノ事。⁴

3、新時代の到来

万葉歌人が「大王は神にしませば」と、高らかに詠いあげた神聖な天皇観さながら、皇祖神を崇める同床共床という精神は、まさに永遠の民族理想であるが、古来の神祇観や天皇観にも大きな変貌を来たした。明治の御代始め、天皇が大御神に親拝なさり皇祖神の照覧を仰ぎつつ、近代国家の確立をめざして心血を傾注しておられる。また国民も精神の根底に大御神への信頼を据えながら、国づくり社会づくりに励んでゆかなければならない。

そこで度会府神祇曹長・浦田長民が建白書に、万姓をして報本反始のありかたを教導すべき千古の盛事と道破したように、大御神への崇敬心を基調とした君民一体の理想的な国家のすがたを見ることができよう。同時に阪本是丸著『明治維新と国学者』に、

この親拝を眼前にした亀井、福羽、そして文久三年

の未完の孝明天皇親拝計画の最高指導者、三条実美の胸中はいかがであったろうか、想像するに余りある。と評して、今回の御参拝の企画・立案について輔相・三条実美をはじめ、神祇官副知事・亀井茲監、同判事・福羽静がふかく関ったことを推察している所である。

しかも吉川竜実「明治天皇の伊勢行幸」によれば、孝明天皇の神宮行幸計画に際して、御巫清直が作成した『文久三年勘文』⁵が下敷きとなっていると推考したのは卓見である。文久三年（一八六三）八月、孝明天皇の神宮御参拝を控えて、上洛した清直は藤波祭主に対面、往古の齋王参拝に准じて天皇の参拝儀式を作成することを申し上げた。十四日までには神宮使にも諮って書上げたのが、吉川氏のいうとおり外宮分にかざれば清直作『文久三年勘文』であり、内宮分は藺田守宜が作成したと考えられる。

この勘文によれば勅使参向の奉幣次第に準じて、まず神馬・官幣・神宝・祭使以下が参進、次いで宮司・欄宜が太玉串を捧げてすすみ、第四御門内に着版。祭使の宣命奏上、太玉串の奉奠に続いて欄宜・宮司が内院にはいり、欄宜が正殿の御扉を開いて退下する。ここまでは恒例次第と変わらないが、このたびの天皇御参拝に対応して、次のような新たな次第を挿入した訳である。

次 天皇入御 内院、着御 浜床

此時奉啓玉串御門坎然

則物忌父等役之者耳、

御下拜令_レ奉_レ置_三御太玉串於_二宸座、

給_二官人_一出_二授一_二禰宜_一、一禰宜奉_レ請賜_レ捧頂上登

階、入_二殿内_一奉_レ納于_二神座_一、畢下_レ階立退、而平

伏奉_二報命_一、

次 禰宜等参昇、奉_二納_一 官幣及 神宝_二畢、各退下

屈_二候于階下_一、

次 天皇出_二御_一 内院、⁽⁶⁾

即ち、未刻(午後二時)に天皇が御出門、冠木鳥居より
筵道を徒歩にて瑞垣御門内にお進みになり、新たに設けら
れた御浜床における太玉串・御拝。さらに禰宜による官
幣・神宝の殿内奉納があり、天皇が内院を出られた。ふた
たび恒例次第に戻って、禰宜以下が内院に入る。官司の荷
前、禰宜の織御衣がそれぞれ奉納されて御扉を閉じ、祭使
官司以下が一殿の饗膳を囲み、再び御垣内にいたって御遊
となり、ようやく第二鳥居において祭使・官司が挨拶して
儀式を終えるという。この次第が根底にあつて、それを若
于修正したものが二年の御参拝に用いられたといえよう。

次いで、荒木田氏命が『明治天皇神宮御参拜行事略記』
に「御再興由貴大御饌二順シ供進」と記すとおり、陛下御
参拜の事前における御饌は、三節祭の由貴大御饌に準じて
奉仕され、その後奉幣に移る。この次第で注目すべきは
陛下の御参拜位置で、古く齋王は命婦・女孀をともない内

玉垣御門内の座席についたが、天皇は瑞垣御門内の御浜床
に進まれる違いは大きい。しかも『明治二年主上御参拜大
御饌供進次第』に、藤波氏命の卷末附記があり、それによ
れば五年五月の御参拜では、

太玉串ヲ被_レ為_レ持、大床二設有処ノ半帖ノ上ニ着、御
太玉串ヲ殿内ニ御奉納被_レ為_レ在、御拝畢、⁽⁷⁾

とあつて御拝座が、二年の瑞垣御門内の御浜床から、五年
には正殿大床の半帖へと、参拜位置が次第に重々しくなっ
てゆく過程が看過できない。

また『文久三年勘文』の次第では、官幣・神宝が正殿に
奉納されることになっている。その点、明治二年の御参拜
には事前に奉幣をおこなつて、陛下の御参拝を重々しく独
立させて取り扱い、しかも神宝奉納はされていない。想え
ば、この御参拝を案出した矢野玄道著『献芹詹語』の一ヶ
条に「御一代一度ノ大神宝使、御興復ニ相成候ハ、右ニ举
候中ニハ、別ニ勅使ニモ及申マジク哉トモ奉_レ存候」と記
されている。しかし容易に実現されず、大神宝が神宮に奉
納されるのは、後の四十二年の『登極令』に、

第十六条 即位ノ礼及大嘗祭訖リタルトキハ、天皇・

皇后ト共ニ神宮・神武天皇陵、並前帝四代ノ
山陵ニ謁ス。

と規定され、大正天皇の御親謁に供進されたのを嚆矢とす

(8) 大札後の神宮御親謁にあたる大正六年十一月四日、外宮が午前八時、内宮が午後二時に大神宝使が差遣され、両宮毎に御鏡二面・御剣二振・御玉二顆・御弓八張・御矢十六筋・御鋒八竿・御楯八枚がそれぞれ奉納されたのである。さらに同書に「御再興由貴大御饌二順シ供進」とみえ、とりわけ「御再興」とあるのは、幕末からの「神嘗祭の廃典再興」による理想的な御儀をさしている。幕末の廢典事項をさまざまに検討して、ようやく慶応元年（一八六五）の神嘗祭にこの成果を盛り込み、明治四年の神宮御改正に至るまで、わずか前後七年ほど実施されたにすぎない。したがって再興儀式が明治二年の御参拝にも晴れやかにみられたことであろう。

すなわち、神嘗祭の例幣とは寛正六年（一四六五）九月から中絶し、正保四年（一六四七）に勅使発遣・官幣奉納が再興の運びとなったが、久しく絶えていたため、容易なことで旧儀に復すものではない。徳川期を通じて回復への努力は見られるものの、本格的には幕末から明治にかけての時期を待たねばならなかった。まず神政をつかさどる大神宮司が荷前、荷の初物を神料として寛正年中まで進納してきた絹糸が当面の課題となり、大宮司から両宮に対して、神嘗祭之中、廢典候荷前調絹之儀、旧儀御再興之事。

別宮料、追而御沙汰之事。

と通知してきた。さらに由貴大御饌の調進物をめぐる御料地や職掌の整備をはじめ、欄宜・大物忌が奉織してきた織御衣、また式文にみられる御鞍を置いた御馬の牽進、鳥名子舞の曲譜・舞形に至るまで次々と検討課題にあがり、ようやく出揃ったのが慶応元年（一八六五）九月の神嘗祭であった。これが再興された由貴大御饌と奉幣であり、官幣・神宝・神馬などが次第書にみられる所以であり、明治四年の御改正まで短期にかぎる御儀となったのである。

二、神宮明治祭式

1、神宮御改正

明治四年七月の「神宮御改正」は、近代国家に相応しく神宮を改変するため、「神宮司庁」の名のもとに両宮を一本化させ、世襲の諸職掌を廃して新職制をおき、御師の檀家廻りや御札配りを停止するなど、改正事項は神宮の内外に及んだ。

たとえば五月に世襲職を廃して祭主以下、宮司・欄宜・権欄宜・主典・権主典・宮掌の職制を定め、七月に神宮司庁を置き、神宮文書に押捺してきた御政印を廃した。同時に御師の檀廻配札を廢止し、内外の情勢に対処した。また、それと見合うように祭儀面では五年四月に常典御饌章程、

八月に元始祭、十一月に新嘗祭を新定し、二年三月の祈年祭奉幣、五年八月の月次祭奉幣、七年六月の神御衣祭御料をそれぞれ再興した。一方では四年九月の神嘗祭饗膳を廃止するなど容易に定まらなかった。なお六年七月に神御衣祭を四・九月十四日、神嘗祭を九月十七日に執行するよう取決めた。改暦後は月遅れで祭儀を執り行うのが一般的であり、恒例祭の筆頭に挙げられる神嘗祭・神御衣祭であるため、古来の祭月を配慮したが、新穀未熟につき後に一ヶ月を遅らせるに至った。要するに、これら改廃事項を考慮すると、国家祭祀を重視する是正方針が透けて見えてくるであろう。

それにしても職制と祭式との関係がもつとも重い。とりわけ諸職掌の廃止によって伝統的な祭祀の執行が妨げられ、秘儀に類する神秘的な神饌・御贄・祭具・作法に至るまで存続できなかつた。加えて六年の新暦採用にともない、三祭祀の祭月変更、とりわけ神嘗祭では新穀が未熟なために困惑した。六節供の全廃についても、それが季節感を告げる年中行事の骨格をなしていただけに、予想外に深刻な影響を及ぼした。したがって明治の祭祀理念に基づいた新職制のもと、根本的な旧祭儀の改廃、新祭式の策定が不可避なものとなってきたのである。

2、明治祭式

明治五年八月、神宮司庁は神嘗祭の祭式改正を式部寮、続いて教部省に伺いでた。七年六月の教部省の示達を仰ぐまで、幣帛の内容や祭主の所役など協議を重ねてきたが、言わば祭式全般にわたる根本方針を模索する過程であった。そして八年十一月、神宮司庁は「神宮明治祭式」の開版願を内務省に提出、翌月には一旦許可された。巻頭に掲げる上表文に、

稽^ニ神典^ニ一^ニ抛^ニ朝儀^ニ、按^シ古伝^ヲ一^ヲ搜^シ遺文^ヲ、抜^キ精粹^ヲ于^リ繁蕪^ニ、審^ニシテ真偽^ヲ以取捨^ス、

とあり、朝儀・古伝・遺文から再検討を加えたものと明言している⁽⁹⁾。古く延喜式に定められた祭祀が、古伝承として語られるもの、あるいは色々な文献に残ったものを基として、新時代に応じた形を模索したものである。しかし神宮職制の改訂など、さまざまな事情から返却され、職制の変更などを検討し、ようやく十二年はじめ復納されるにいたった。二十卷から成り、卷一〜四が皇大神宮、卷五が豊受宮に分かれ、卷六以下が祝詞・神饌・幣帛・祭器などの諸図から構成されている。

皇大神宮之部

卷一 歳旦祭大御饌 元始祭大御饌

卷二 祈年祭大御饌 紀元節大御饌 祈年祭奉幣 神

御衣祭奉織始四月 同鎮謝祭同

風日祈祭同 神御衣祭同

卷三 興玉神祭六月 御卜同 月次祭由貴朝夕大御饌同

風日祈祭七月

卷四 神御衣祭奉織始祭九月 同鎮謝祭同 神御衣祭十二月

御卜同 神嘗祭由貴朝夕大御饌 同奉幣

天長節大御饌 新嘗祭大御饌・奉幣 興玉神祭

十二月 御卜同

月次祭由貴朝夕大御饌同 同奉幣同

(附録) 御饌一月十一日 孝明天皇遙拝 大祓一・三月

神武天皇遙拝 大祓五・六・八・十一・十二月

豊受宮之部

卷五 皇大神宮日別朝夕大御饌 歳旦大御饌 元始祭

大御饌 祈年祭大御饌 風日祈祭四月 月次祭

由貴朝夕大御饌六月 同奉幣同 風日祈祭七月

神嘗祭由貴朝夕大御饌 同奉幣 天長節大御饌

新嘗祭大御饌・奉幣 月次祭由貴大御饌十二月

同奉幣同

ではどのように改変されたのであろうか。由貴大御饌はあくまでも神宮の立場を尊重する方針をつらぬき、国家・皇室の公的立場から、奉幣の儀を中心にして三節祭を検討

したと見做すことができる。⁽¹⁰⁾

① 幣物 慶応初年に幣馬が加えられていたが、これを廃して官幣・荷前調絹・織御衣とした。

② 幣帛読合 従来は玉串行事所で行なってきたが、これを四丈殿に移した。

③ 頒幣 旧儀では別宮幣帛を外幣殿、幣馬は御厩、

御鞍は西宝殿にそれぞれ分納していたが、幣馬・御鞍は廃止され、別宮幣帛のみを四丈殿における幣帛読合後、別案に据える。

④ 鬘木綿 旧儀では山内内人が玉串行事所に進めたが、権禰宜以上が斎館から著けて参進する。

⑤ 御扉開閉 旧儀では大物忌が手附初をし、禰宜が開閉扉するが、これを宮司の所作に改めた。

⑥ 幣帛奉納 旧儀では禰宜・大物忌が荷前調絹・織御衣を正宮に、禰宜が官幣を東宝殿に納めたが、これら全てを禰宜が正宮に奉納するように改めた。

⑦ 玉串奉奠 旧儀では正殿開扉前に行なわれたが、これを閉扉後に奉奠するようにした。

3、改廃事項

『神宮明治祭式』は制定当初からさまざまな問題を惹起

明治聖徳記念学会紀要〔復刊第46号〕平成21年11月

60

して、大正三年初めに『神宮祭祀令』が勅令第九号をもって公布されるまで、祭式修正の過程であったということができよう。

明治四年の年頭、永く神宮祭主を世襲してきた藤波家が廃止され、公家や武家の華族が任じられてきた。しかし八年七月に久邇宮朝彦親王を祭主に迎えて、『神宮明治祭式』に祭主の所作をもちこみ、十七年の神宮職制にその性格を「大御手代」と規定したことは、皇祖神・天照大御神を奉斎すべき神宮祭祀の核心にかかわる重要性をもっていた。しかも九年の祈年祭から勅使の服装・礼法について、「殿上之式ハ祭服・坐礼、庭上之式ハ大礼服用用・立礼之事」という原則をもって、祈年祭では諸員は内玉垣御門前に設ける東西幄舎内にて着服し、勅使は椅子を用いることになった。諸員と勅使のすがたを見守るときに、立ちて祭文を奏上し坐して祝詞を讀進するという、不統一な事態が現実のものとなった。馴染みのない祭典風景に幾多の論議をよんだが、旧来の衣冠・坐礼に復したのも十七年のことである。

諸祭の祭場をめぐって『神宮明治祭式』では、次のような諸点が指摘できる。

① 御饌祭（歳旦・元始・祈年・紀元節・天長節・新嘗・月次・神嘗）は内院、奉幣祭（祈年・月次・神嘗・新嘗）及びそ

れに準ずる祭典（神御衣・風日）は中重に、それぞれ著版する。

② 風日祈祭をのぞく諸祭典の御饌・奉幣には、正殿を開扉する。

③ 御饌祭の奉奠位置は、諸祭ひとしく正殿の大床上である。奉幣祭は勅使の参向（祈年・神嘗・新嘗）、不参向（月次）を問わず、幣帛を正殿に奉納し、それに準ずる神御衣祭も同様である。

神嘗祭式の確定をめざして、教部省は左のとおり指示していた。

祭主 三条西季知

今般、神嘗祭別冊式面之通御改定相成候条、祈年新嘗祭以下祭式モ、右ニ準抛奉仕可_レ有_レ之、此旨相違候事

明治七年六月二十日

教部大輔 六戸 璣

神嘗祭に関連して新嘗祭が加えられ、その奉幣使が初めて発遣されたのは五年十一月からであった。宮中以下、全国神社で行なわれる収穫祭を皇祖神に奉告するため、二十三日に新嘗祭が追加され、『神宮明治祭式』巻四に大御饌・奉幣ともに祈年祭に准じる祭儀となっている。その趣意が神嘗祭と重複するともいえるが、恒例祭祀の統一をはかる立場から、収穫の完済を告げる祭りとして解すべきであろう。

おそらく神嘗祭に準拠した次第をもつて諸祭を奉仕することが、祭祀全般に鄭重さを尽くすことであると思量されたに違いない。しかしながら、祭祀の鄭重さを尽くすとは、全般を格上げすることではなく、その軽重を計るべきではなからうか。二十年四月に久邇宮祭主から宮内大臣・伊藤博文に正殿御扉について伺書が出され、翌月の神御衣祭より実施されることになった。その方針とは祈年・神嘗・新嘗の三祭で、しかも勅使参向・幣帛奉納にかぎって開閉扉すべきことで、きわめて妥当なものであった。

とりわけ近世も元禄十二年（一六九九）、杜絶していた神御衣祭が再興されたが、なおも和衣・荒衣の織立奉納には至らなかった。明治聖代となるや、五年より三度にわたり御衣再興方につき教部省に懇請、ようやく七年五月に聴許された。そこで神御衣祭の大祭はもとより、神服織・神麻続両機殿における御衣奉織・同鎮謝を、神宮司庁では中祭の扱いを目論んで、織機をはじめ用具にいたるまで準備した。しかしながら神宮の意気込みにかかわらず、刊本には神御衣祭の附属祭とされ、附図から削除されたのである。祭日については、六年の新暦改正にともない暦日が改められたが、恒例祭きつての重儀である神嘗祭は、古来の沿革に鑑みて『神宮明治祭式』でも九月十七日が守られている。孫福弘孚も『皇太神宮年中行事当時勤行次第私註』の

九月例に、「同日（十六日）宵御饌供進、次瀧祭神態、次桜宮神態、次晩御饌供進、各同六月十六日（当日晩御饌者用）新穀」とあり、収穫祭の意義を強調している所以である。したがって現実的には新穀が未成熟でととのわず、やむなく現行通り十月十七日に改訂する運びとなった。

第二十七号

神嘗当日、自今十月十七日二改定候条、此旨布告候事

明治十二年七月五日

太政大臣 三条実美

また三節祭や祈年祭は「外宮先祭」という伝統にしたがつて、外宮に始まって内宮に極まるのが古式である。祈年・月次・神嘗という由緒ある祭儀は古式どおり外宮先祭の原則が貫かれ、明治になって始められた祈年祭大後饌・新嘗祭、あるいは臨時奉幣祭・天皇御親謁もその例が守られている。しかし伝統的な風日祈祭や明治新定の元始祭・紀元節・天長節も、内宮の祭典時刻が先となる不統一が起こっている。これらが統一されたのは戦後も、昭和二十四年を待たなければならなかった。

三、近代の指標

明治天皇の神宮参拝は、その御治世のなかで二年・五

年・十三年・三十八年と四度なされた。そうした四ヶ度の御親拝を顧みて、「それぞれ明治における草創、前進、進展、興隆の四時期を代表し象徴するもの」(荒川久寿男「明治天皇の神宮御参拝」と評している)。

神宮史上、未曾有の天皇御親拝の初例が開かれたことは、皇祖御崇敬の叡慮がいかに篤かったか、まさに特筆すべき事柄であった。二年三月の御参拝は、百事の草創、清新の気概みなぎる慌しい時節であった。新日本の建設をめざす大志を、神宮の大御前に赴いて、皇祖神に奉告するためであった。車駕が三月十三日に宇治を発ち、四日市より熱田・浜松・三島・小田原をへて二十八日に皇城にお入りなられた。四月十四日に氷川神社に奉幣使を差遣され、車駕東幸・万機親裁のおもむきを奉告なさった。五月十一日に函館を総攻撃し、十七日には五稜郭を開いてようやく蝦夷地を平定するなど、いまだ匆忙の最中にあつたといえよう。

五年五月、第二回目の御参拝は西幸であつて、品川沖から御召艦によつて海路を辿られ、伊勢湾から二軒茶屋まで航行し、陸路を御馬で外宮に向われた。幣物のほか古例にしたがい、新銭を奉納されたことも忘れたい。やがて神宮・賢所における御孝敬をはじめとして、皇霊殿・神殿など宮中三殿の奉斎、社格や勅祭社などの神社制度、諸祭儀

の復興や新定にいたるまで、敬神をめぐる聖徳には感涙するばかりである。十三年にも御参拝はあつたが、とりわけ最後の御参拝となつた三十八年十月、日露戦役の激闘が終息した平和克服の歓びから、皇祖神に奉告するためであつた。その折には御玉串・御拝の順序でなく、「次 御参 御告文ヲ奏シ給フ」とあつて、まず御玉串に先だつて御告文を奏せられた。常の神宮御参拝にはない次第順からしても、万感の想いをこめられた御様子を推察することができ

る。さらに四年七月、内外宮庁から神宮司庁への組織替えにともない、やがて『神宮明治祭式』の制定によつて現実化する祭式改正への動きは、祭祀なくして神宮の存立基盤を失うため、早くから始まつていた。六年頃の成立と考えられる孫福弘字著『神宮諸祭旧現对照表』によれば、諸行事九一の内、踏襲すべき古儀四二にくらべて、廃止または変更したもの四七とあり、過半が改廃の対象となつている。改廃の対象とは職制の改正しつつ、神宮の公的性格をめぐつて内外の体裁を整え、名実ともに皇祖神をまつるべき祭祀を整えていったといえよう。そうした成果が明治祭式であり、神嘗祭を初めとして諸祭典に検討を重ねて、刊本にみられる祭祀体系となつたのである。

明治祭式は既に五・六年頃からの成果を盛り、十年代か

らそれ以降に祭式検討を加えつつ、最終的には大正三年の『神宮祭祀令』に成果をとり纏めてゆくことになる。言うまでもないが、明治祭式はあくまでも恒例祭が対象であつて、二十年毎の式年遷宮は範囲外の事柄である。

神宮崇敬の時代気運が高まり明治元年十月、神宮御料として米一万石が度会府に下賜され、内宮に米五千俵、外宮に米三千俵、荒祭宮に米五百俵が献上された。そして二年の早い時期、御巫清直が家集において、古代の延喜式制どおりに荒垣が復興された歎びを、次のように印象ぶかく詠んでいる。

再興せられる玉垣・荒垣をあふぎみて

いにしへのよに立かへる玉垣のたまたまにしもめぐり

あふかな⁽¹⁾

そして九月には第五十五回の式年遷宮が斎行され、維新前夜における造営準備のため、遷宮奉行の神戸藩主が塗炭の苦しみを味わつたという。遷宮に限れば二年・二十二年・四十二年と三回行なわれ、とりわけ二十年に造神宮使庁の官制公布にともない、遷宮の度毎に善美の度を増していった。しかも臨時あるいは仮殿を加えれば七回におよび、土御門天皇の四回、高倉天皇の六回を上まわっており、いかに天皇にとって遷宮に格別な思い入れがあらせられたか、改めて考える必要がある。

注

(1)

神宮考証学の碩学・御巫清直は「神宮行幸弁」(『神宮神事考証』中篇、昭和十一年、神宮司庁刊)において、天智・天武・持統・聖武の天皇が、伊勢神宮に参詣されたか検討して、歴史的にその所見なしと論断している。つまり天智天皇は『日本書紀』卷二十八によれば、鈴鹿・阿閉に宿つたが、神宮に参拝した痕跡はない。『天神宮諸雜事記』に天武天皇は即位二年に伊勢皇太神宮に参詣したとあるが、同様である。『元亨釈書』に持統天皇は六年三月、伊勢国から志摩国へと行幸されたが、神宮参拝の記録はない。『続日本紀』卷十三に聖武天皇が、関から大神宮に勅使をして奉幣させられたが、御親らは行幸せられていないという。

(2)

孫福弘孚著『樸楽記』卷六、神宮文庫所蔵。

(3)

『阿宮御参拝儀式及御調度品目』明治二年、神宮文庫所蔵。荒川久寿男「明治天皇の神宮御参拝」(『神宮明治百年史』上巻)に翻刻がなされている。

(4)

『久保田俊詮雜誌』、神宮文庫所蔵。

(5)

吉川竜実「明治天皇の伊勢行幸―明治二年の御参拝次第を中心として―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第二一号、平成九年八月)参照。教えられることが多かった好論文である。

(6)

御巫清直「文久三年勘文」、神宮文庫所蔵。

(7)

藤波氏命「明治二年主上御参拜大御饗供進次第」、神宮文庫所蔵。藤波氏命の卷末附記に五年五月の御参拝にふれて、このように注記している。

(8)

拙著「神宮祭祀の研究」四、式年・臨時祭(平成十九

年、国書刊行会刊）参照。神宮祭祀は恒例祭・遷宮祭・臨時祭に大別され、その臨時祭に大札後の神宮親謁があげられる。『登極令』に明文化された新天皇が神宮に御参拝なさる「即位礼及大嘗祭後神宮御親謁の儀」に基づいて、大正天皇の初例が敢行された。さらには今上陛下には平成二年十一月二十六〜二十八日、この儀式を挙行されたことが記憶に新しい。

(9) 同書七、「明治の新祭式」参照。

(10) 外宮の祭神をめぐる解釈が問題となり、五年六月の内宮別宮格、七年九月の神道五部書の刊行停止をへて、御神饌殿の神座位置が色々に変更した。ようやく四十三年四月の変更で適正な両宮観で統一されたということができる。

(11) 御巫清直『勾江破殼』明治二年、神宮文庫所蔵。

(國學院大學教授)